

Epistula



国立研究開発法人
建築研究所
Building Research Institute

Vol.87(通算) 発行:2022.4

(国立研究開発法人建築研究所の役割(前編))

(1) 建築研究所ってどんなところ

まず「建築研究所」と聞いて、皆さんはどんな研究を行っているところだと想像しますか。

これまで建築に深く関わったことがない方でも、地震や台風の時に揺れにくい・壊れにくい建物、火災になりにくい、また火災になっても燃え広がりにくい、それから避難がしやすい建物、最近では環境に優しい省エネな建物、そういった建物の実現を目指して研究をしているのではないかと、と大まかな検討が付くのではないかと思います。

建築に関わったことがある方であれば、さらに木・鉄やコンクリートといった材料に応じて、建物をどのようにして建てたら良いか、また、建物をできる限り効率よく建てるにはどうしたらよいか、といったことについても研究しているだろうと予測が付くかと思えます。

「建築研究所」はこのような研究をしているところと考えていただいて、概ね間違いはないですが、折角ですので、次号(後編)にもわたって、もう少し踏み込んで紹介していきます。



図1 建物の壊れにくさについての実験の様子

(2) 国の研究機関としての建築研究所

少し耳慣れない言葉が出てきてしまうのですが、私たちは、「国立研究開発法人」の建築研究所です。

国立という言葉から想像が付くように、国の研究機関であって、「国立研究開発法人建築研究所法」という法律に、その目的や業務範囲が定められています。

法律では、大まかに言うと、建築に関わる様々な技術についての研究開発(調査・実験・分析など)を行って、建築の発達につなげることが求められています。

国の研究機関ですので、私たちは「公正・中立」な立場で研究開発を行うことを常日頃から心がけています。

平成十一年法律第二百六号 国立研究開発法人建築研究所法 第一章 総則 (研究所の目的)

第三条 国立研究開発法人建築研究所(以下「研究所」という。)は、建築及び都市計画に係る技術(以下「建築・都市計画技術」という。)に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。

図2 国立研究開発法人建築研究所法(冒頭部分)

(3) さいごに

今回、建研 Web マガジンえびすとらの創刊号ということで、国立研究開発法人建築研究所の役割をおさらいとして取り上げました。

次号は、私たちの研究開発の成果がどのように活用され、どのような役割を果たしているのかを、より具体的にご紹介します。ご期待下さい。

●バックナンバーは、
ホームページでご覧になれます。
<https://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/epistula.html>

●えびすとらに関する
ご意見、ご感想はこちらまで。
epistula@kenken.go.jp

